

第14回岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部会議

平成20年1月23日 13:00～

市長応接室

市長、成原副市長、英副市長、収入役、教育長、市長公室長、
経営管理部長、行政管理部長、工事検査室長、農林振興部長、
市民健康部長、人・自然共生部長、環境事業部長、
まちづくり推進部長、都市建設部長、基盤整備部長、
上下水道事業部長、市民参画部長、企画部長、その他

1. 市長あいさつ

- ・支障除去を行うにあたり、最も対応を要するのはダイオキシンである。今回の実施計画案については、市民の皆様にご理解いただき、ダイオキシンを除去することが目的であることを説明していきたい。
- ・代執行が始まっても自主撤去は継続する。ただし、金銭による撤去に代わることもあり得る。

2. 岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画素案について

今回の実施計画素案について審議した結果、これを岐阜市案としていくこととした。

今後、2月1日に地元説明会を開催するとともに、環境審議会を開催しその意見を付して実施計画案をまとめる予定となっている。

(計画の詳細はHP「産業廃棄物不法投棄事案トップページ」の「産廃特措法に基づく特定支障除去等事業について」をご参照ください)